

埼玉就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

就職氷河期世代に対する支援については、政府の取組のみならず、地方自治体や関係支援団体はもとより、産業界の協力なくしては所期の目的を達することが困難である。

よって、プラットフォームの場を通じてそれぞれの立場からの協力を求め、施策全容の理解の深化を進めることとした「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」（令和元年 12 月 23 日「就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議」決定。）の基本的考え方等を踏まえ、埼玉県の関係機関や団体を構成員として、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む機運を醸成するとともに、活躍支援策をとりまとめ、進捗管理等を統括する「埼玉就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「埼玉 P F」という。）を設置して就職氷河期世代の支援に取り組んできたが、「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和 4 年 12 月 27 日「就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定」。）における基本的考え方等を踏まえ、令和 4 年度までを「第一ステージ」、令和 5 年度からの 2 年間で「第二ステージ」と位置づけて、引き続き設置することとする。

埼玉 P F においては、就職氷河期世代への支援に係わる課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換することを通じて、就職氷河期世代の支援に関する社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくこととする。

2 構成員

別表に掲げる機関・団体のおりとする。

なお、必要に応じて市町村及びその他の関係機関・団体等の参画を求めることができる。

3 各構成員の役割

(1) 行政機関

① 埼玉労働局（職業安定部）

- ・ 埼玉 P F とりまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報、実施

② 埼玉県（産業労働部）

- ・ 埼玉 P F とりまとめ事務局（副担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理（副担当）
- ・ 市町村プラットフォーム（以下「市町村 P F」という。）との連絡調整
- ・ 各種支援策の周知、広報、実施

- ③ 埼玉県（福祉部、保健医療部）
 - ・ 市町村 P F との連絡調整
 - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
 - ・ 市町村 P F の好事例の把握と展開
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- ④ 市町村（埼玉県市長会、埼玉県町村会、さいたま市経済局、さいたま市保健衛生局、春日部市環境経済部商工振興課）
 - ・ 埼玉 P F とりまとめ事務局への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- ⑤ 地方関係機関（関東信越厚生局、関東経済産業局、関東地方整備局）
 - ・ 関係業界、団体への協力要請
- ⑥ 就労支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部、県の就労等支援機関等）
 - ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
 - ・ 職業訓練の充実
 - ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
 - ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
 - ・ 好事例の把握と展開
 - ・ 埼玉 P F とりまとめ事務局への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- (2) 経済団体、労働団体、支援団体等
 - ・ 企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、人材育成の充実、正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
 - ・ 企業に対する、就職氷河期世代の為の企業説明会・面接会の開催や、職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
 - ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
 - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
 - ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知、広報
 - ・ 埼玉 P F とりまとめ事務局への政策提案

4 埼玉 P F における取組事項

次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の 3 類型の者に係る実態やニーズの把握について、その方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム対象者数推計表」を参考とすることとする。

① 不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働く者
- ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

② 長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 就業も求職活動も行っていない者のうち、家事も通学もしておらず就業を希望している者

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

- ・ ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく福祉的な支援を必要としている者（※）

（※） 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態や、ニーズの把握については、その手法を検討するとともに、必要に応じ、埼玉県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をしたうえで行う。

(2) 目標及びK P I（重要業績評価指標）の設定並びに事業実施計画の策定

① 上記（1）の支援対象者の取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、K P I（目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。）は可能な限り定量的に設定する。

② 目標を達成するため、事業実施計画を策定する。

③ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

なお、詳細については厚生労働省より示された参考値を踏まえて策定することとする。

また、埼玉P Fは就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものとし、「(1) 支援対象者の把握」に示す3累計のうち、社会参加に向けた支援を必要とする者については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、市町村P Fの取組を支援していく。

(3) 機運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を支援できるよう埼玉県内の機運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(4) 市町村P Fとの連携

埼玉P Fは市町村P Fの事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村P Fとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

例えば、

- ・ 県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）

- ・ 経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・ 県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、市町村 P F の好事例の周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

- (1) 埼玉 P F に座長を置き、埼玉労働局長をもって充て、職業安定部長をその代理に充てる。
- (2) 上記 4 に掲げる事項の協議を行うため、原則として年 2 回以上の協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。
- (3) 上記 4 に掲げる協議を行う際には、必要に応じて有識者その他関係者の出席を求めることができるものとする。
- (4) 上記 4 に掲げる事項に関して特に専門的な協議を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。
- (5) 専門委員会の会議運営に関し必要な事項は、専門委員会を置く埼玉 P F とりまとめ事務局が当該会議に諮って定める。

6 秘密の保持

埼玉 P F の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。

本設置要領は、令和 4 年 7 月 15 日から一部改定する。

本設置要領は、令和 5 年 5 月 23 日から一部改定する。